

神社本庁関係者の皆様へ

職舎売却事件の概略と最高裁上告を決めた臨時役員会発言内容の問題点

—神社本庁職員懲戒処分無効確認訴訟の控訴審判決にあたっての報告—

神社本庁の自浄を願う会
(令和3年10月14日)

はじめに

神社本庁百合丘職舎の売却疑惑の告発を巡り、平成29年に懲戒処分を受けた元部長の二人が、処分の無効確認等を求めていた裁判の控訴審判決が、9月16日に東京高裁にて言い渡され、本年3月の地裁判決に続き、神社本庁は全面敗訴しました。

この判決を受けて、本庁の裁判への対応を協議する臨時役員会が9月24日に開催され、最高裁判所に上告することが決議されました。臨時役員会の模様は10月4日付の神社新報が一面トップで報じ、上告の是非についての出席者の意見を匿名で紹介しています。

つきましては、控訴審判決にあたり改めて事件全体の概要をQ&A方式で解説するとともに、臨時役員会での主な上告賛成意見に対し、裁判で明らかにされた事実を踏まえ、その問題点を解説することと致しました。ご一読いただいた上で、公正な判断をお願い致します。

また、控訴審での重要な事実認定をまとめた「判決抜粋」も作成しました。併せてご覧下さい。

百合丘職舎売却問題—職員の懲戒処分と裁判に至る事件の概略—

Q1 事件の発端は何ですか？

A 神社本庁が百合丘職舎を売却する際に、不動産業者「ディンプル・インターナショナル」の土地転がしに協力したことにあります。

(解説)

I 売却の経緯は以下の通りです。

- ・神社本庁は平成27年10月の評議員会において、百合丘職舎（昭和62年に約7億6千万円で購入、21世帯入居可能なマンション型の職員職舎）をディンプルインターナショナル（以下、ディンプル社）に1億8400万円で売却することを決議（契約締結等の売却手続きは決議の翌月）。
- ・契約の同日、ディンプル社はクリエイト西武に約2億1200万円で転売（クリエイト西武に対し八千代銀行が百合丘職舎土地建物に3億円の根抵当権を設定、銀行は職舎の価値を3億円と認定）。
- ・半年後の平成28年5月、クリエイト西武は中央住宅に3億500万円で転売。

最終転売価格から逆算すると、神社本庁は1億2000万円以上安売りし、その分の損失を被ったこととなります。一方、ディンプル社は即日転売で、1日で約3000万円の利益を手に入れました。そして驚くべきことに本庁執行部は裁判において、一億円以上の資産の損失を被った一連の取引を問題視するどころか、逆にディンプル社の行為を正当化するための主張を裁判で繰り返してきました。

II 神社本庁は、役員会・評議員会でディンプル社への売却を決議したにも拘わらず、土地建物の所有権は直接クリエイト西武に移転されました。ディンプル社が中間省略登記という手法を用いたからです。以前の法律では禁止され、現在も登記関係の脱税を逃れるための問題ある取引とされています。役員会・評議員会でディンプル社への売却を決議しながら、ディンプル社からの要請を受けて、百合丘職舎をクリエイト西武に引き渡した神社本庁執行部は、役員・評議員を欺いたこととなります。

Ⅲ 不動産専門のある弁護士は、この一連の取引を「典型的な土地転がし」と評し、マスコミ各社も「三為契約」であるとして、問題点をきびしく指摘しています。当然ですが裁判所も、神社本庁がディンプル社に売却した価格は「一般的な取引価額より低額であることが疑われ」、「代金決済の方法が買主に有利」などと判断しています。これだけディンプル社との取引方法が不適切であるとして問題視されているにも拘わらず、被害者であるはずの神社本庁執行部が、ディンプル社の行為を正当化しようとしている姿は、極めて異常です。ディンプル社との癒着構造の中に事件の真相が隠されているとしか、いいようがありません。

Q 2 なぜ訴訟になったのですか？

A 神社本庁が職員二名を解雇及び降格減給の懲戒処分に処したからです。

(解説)

この一連の取引に疑惑が生じると、いわゆる怪文書が神社関係者に送られ、その真偽が噂されました。この異常な状況において、内部に対しても何の説明もなく、事実の隠蔽を図っているとしか思えない執行部の対応に不審と憤りを感じた神社本庁総合研究部長の稲貴夫氏が内部告発に踏み切り、同教化広報部長の瀬尾芳也氏（元財政部長＝売却計画段階の担当者）が部長会で、打田会長がディンプル社への売却に関与していた事実を述べたところ、逆に本庁は二人に懲戒処分を下し、稲氏が解雇、瀬尾氏が降格減給となりました。そのため元部長二名は、地位確認（懲戒処分の無効等）を求めて、神社本庁を提訴しました。結果はご存じの通り、東京地裁、東京高裁ともに元部長二名は全面勝訴し、神社本庁の全面敗訴となっています。

Q 3 ディンプル・インターナショナルとはどんな会社ですか？

A 地上げを得意とする小さな不動産会社で、反社会組織との関係が取り沙汰されています。

(解説)

季刊誌『皇室』の定期購読者への販売事業を約20年請け負っていた日本メディアミックス社はご存じだと思います。その創業者で日本オリンピック委員会（JOC）元副会長・日本レスリング協会前会長の福田富昭氏の日大レスリング部後輩である高橋恒雄氏が社長を務める不動産会社がディンプル社です。福田・高橋両氏に関しては、『週刊文春』平成30年5月3日/10日号で、山口組系暴力団大石組元組長との交際が報じられました。さらにディンプル社は、国民精神研修財団への事務所ビル売却に際して、指定暴力団稲川会の関係者と繋がりのある人物から4億円の融資を受けた事実が裁判で明らかにされました。

職舎売却の際、ディンプル社の高橋社長は日本メディアミックス社の社長を兼務し、同社をディンプル社と同じ住所に移転していたことから、両社の密接な関係が伺えますが、百合丘職舎売却の議案書に高橋社長の氏名は何故か省略されていました。両社の関係が明らかになったのは、職舎売却をめぐる疑惑が指摘されてからですが、当然、本庁の一部役職員ははじめから承知していたはずですが。

Q 4 何故、神社本庁は基本財産を同社に売り続けたのですか？

A 神道政治連盟の打田文博会長は福田氏と親しく、高橋氏とは20年来の付き合いです（裁判所も事実認定）。ディンプル社と打田氏との緊密な関係が背景として想定されます。

(解説)

- I 神社本庁及び関係財団とディンプル社との取引は、平成12年の国民精神研修財団事務所ビル移転から約20年間、5物件にわたり、取引額は合計で約15億円にのぼります。
- II 基本財産（中野・青山・百合丘の各職舎）売却の際には、打田氏の側近ともいえるべき眞田秘書部長・小野総務部長から売却担当の瀬尾財政部長に売却の提案がありました。ディンプル社を瀬尾部長に紹介したのも小野部長でした（註、肩書は当時）。
- III この点について、裁判所は以下の通り判断しています。「ディンプル社及びメディアミックス社は、本件売買（註、百合丘職舎の売買）以前にも、被告及び被告と関係の深い法人（註、神社本庁及び国民精神研修財団（現日本文化興隆財団））との間で、第三者から見ればディンプル社にとって好条件の取引を繰り返し行って利益を得ていた事実があり、これらには高橋社長と親しい打田会長が関与したものがあつたと認められる。」。
- IV 神社本庁の役員でも職員でもない打田会長（昭和55年神社本庁組織渉外部録事、63年課長、平成3年渉外部長、神道政治連盟事務局長、12年小國神社宮司に転任。一時期、本庁渉外業務囑託兼役員特別補佐、28年神道政治連盟会長）が、何故、ディンプル社に莫大な利益を得させるために陰で黒幕のように動いてきたのか。この両者の関係に、疑惑の本質があるように思われます。

Q5 「神社新報」令和3年4月26日号に、田中恒清総長が神社本庁の役員会で「解雇処分に関しては原告の勝訴だが、背任行為の事実確認では本庁の勝訴。解雇処分の適否より、背任行為の実否こそ裁判の核心」と述べていますが、本当にそうですか。

A 完全に違います。この裁判は稲・瀬尾両氏に対する懲戒処分の是非を争う民事裁判です。総長による背任の有無を判じるものではなく、裁判所は背任ではないなどと、断定していません。

（解説）

- I 本文書6頁「発言3」の解説を参照下さい。
- II 裁判所は田中総長及び打田会長が瀬尾部長（当時）に対し、百合丘職舎の売却先としてディンプル社を推奨していたこと（神社本庁はこの事実を否定し、ディンプル社へ売却するよう圧力を受けたとする瀬尾発言は事実と反すると主張していた）については、下記の具体的な事実認定を通じて認めています。

争点である平成29年3月1日部長会における瀬尾発言に関する裁判所の判断

「ディンプル社の高橋社長が怒っていると（打田会長から聞いた）牛尾課長から伝えられた」について
同月9日の部長会での録音反訳記録（甲34）によれば、「眞田部長が、同月1日の部長会終了後に牛尾課長による上記発言があつたことを認める発言をしております」、「牛尾課長による上記発言を認めることができ、これと矛盾する牛尾課長の供述は採用することができない」（「判決抜粋」21頁参照）

「田中総長からディンプルの高橋さんに任せたらいいというメッセージがあつた」について
被控訴人瀬尾の供述は十分信用に足り、「これに基づいて、被控訴人瀬尾が田中総長らからディンプル社への売却の示唆を受けたとの事実を認めることができ」、「被控訴人稲が、被控訴人瀬尾からの情報提供に基づき、上記事実の存在を信じたことには、相当な理由がある」（「判決抜粋」46頁参照）

Q6 田中総長は、百合丘職舎売却に関する調査委員会の調査報告書によって「疑惑は晴れた」と発言していますが、裁判所もそう判断したのですか。

A いいえ違います。裁判所は、裁判で明らかとなった事実から報告書の内容に疑義を呈しています。裁判所は、調査報告書の判断に様々な不備があることを指摘しています。

(解説)

裁判所は、ディンプル社への百合丘職舎売却価格は一般的な取引価額より相当低額であることが疑われ、代金決済の方法も買主に有利であると判断しています。その上で、調査報告書の「本件売買の価格は低額とはいえない」との判断は、価格決定に関する重要な点が考慮されておらず、裁判所の判断を左右するものではないとしています。調査報告書が総長の疑惑を晴らしたなどは、とてもいえません。

Q 7 刑法の背任罪には該当しないので、代表役員である総長には責任がない、といえますか。

A いいえ。代表役員総長は、法人運営上の責任をとって、辞任するのが当然でしょう。

(解説)

基本財産の売却であり、神社本庁には極力高く売る義務がありました。本庁は、包括下神社にもそのように指導しています。ところが、本庁は3億円以上の価値のある職舎を1億8400万円でディンプル社に売り渡しました。この価格設定は、ディンプル社が依頼し作成された不動産鑑定書に基づき、同社が提示したものです。結果として、神社本庁は1億2千万円以上の財産を棄損しました。総長は、その責任をとって辞任すべきです。株式会社では財産を棄損した場合、社長の辞任は当然のことです。宗教界でも高野山真言宗など、資産運用で法人財産を数千万円棄損した責任をとって宗務総長が辞任しています（平成24年）。多くの場合、議決機関の決定を俟つまでもなく、自らの意思で辞任しています。

Q 8 神社本庁が職舎売却を決議した役員会、評議員会において、基本財産であることを説明せず、売買契約書も提示しなかったのは何故ですか。

A ディンプル社との関係を秘匿しながら、早急に決議する必要があったのだと思われます。

(解説)

神社本庁が包括下神社の財産処分の承認事務を進める上で神社に求めている手続きを無視してまで、早急に売却したい理由があったとしか思えません。また、役員・評議員の間に疑義が生じることを恐れたとも考えられます。何しろ基本財産の売却である上、ディンプル社からクリエイト西武への即日転売という、買主ディンプル社の言いなりの契約内容で、普通の売買契約ではなかったのですから（即日転売部分は契約書付随の合意書）、ディンプル社から本庁上層部に、早急に売ってほしいという要請があったことが疑われます。尚、役員会、評議員会の議案には、社長である高橋恒雄氏の氏名すら記載されていません。高橋氏が社長を兼ねる日本メディアミックス社との関係を秘匿するためと思われます。

Q 9 この裁判の費用は、どの程度ですか。その費用は本庁の予算から支出しているのですか。

A 本庁の予算から支出していますが、詳細が示されていません。

(解説)

役員・評議員の質問に対して、執行部・事務局は詳細な説明を避けており、具体的な費用は不明です。ただし、本年5月の評議員会常任委員会で、鷹司統理から詳細を説明するよう事務局に指示があったので、10月の評議員会では説明があると思われます。

Q 10 もし神社本庁が最高裁で敗訴した場合、本庁はどのように対応すべきですか。

A 懲戒処分の撤回など判決結果を受け入れた上で、総長や関係者の責任を明確にすべきです。

(解説)

- I 神社本庁は懲戒処分を受けた元部長二名を復帰させ、懲戒処分後の未払賃金を支払わなければなりません。なお、元部長二名が本庁に対し、高額な慰謝料を請求しているとの噂が流れているようですが、請求は懲戒処分後の未払相当分の給与のみで、慰謝料はもちろん、賞与も請求していません。
- II また、判決の確定は、神社本庁の判断（懲戒処分及び不動産売買の適正性）の誤りを司法機関が公式に認めたことを意味します。懲戒処分や不動産売買は神社本庁の宗教行為ではなく、宗教法人としての行為なので、代表役員総長だけでなく関係する責任役員の辞任など、何らかのけじめが必要です。
- III 本庁執行部は、懲戒処分の撤回は認めても、総長の背任行為はなかったなどとして、辞任を拒否する可能性もあります。そのときは、前述の度重なる不適切な法人運営に鑑み、総長不信任決議等、厳正な処断が必要になってくることも考えられます。

9月24日臨時役員会における上告賛成意見の問題点とその解説

発言1 百合丘職舎の売却に関する記述について、「低額であり」を「低額であることが疑われ」に、「ディンプル社にとって破格といてよい好条件の取引」を「第三者からみれば、ディンプル社にとって好条件とみられる取引」に改めるなど、否定的な断定部分の認定が修正されている(担当弁護士報告)

問題点 主旨は変わらず、判決にも全く影響していません。

(解説)

判決全体を良く読めば、一審での事実認定の一部を主旨は変えずに客観的で具体的な表現に改めたものであり、判決には全く影響していないことがわかります。控訴審判決は、そのように修正した上でも、(被控訴人稲が)「①本件売買の価格が一般的な取引価格より相当低額であり、かつ、代金決済の方法が買主に有利であると考えたこと」に「相当な理由があった」と判断しています。

発言2 「多数派工作といふ目的が果たして公益通報にあたるのか」(田中総長)

問題点 判決文は公益通報にあたることを理路整然と説明しています。

(解説)

神社本庁自体が被控訴人稲の行動には「多数派を形成し選挙で人事を一新するための行動をした形跡がなく」、その目的は「外部からの圧力をかけることで組織を破壊すること」であったなどと主張していました。これに対し判決文では、(田中総長、打田会長が組織の代表であったことから)「組織内部で両名の背任行為の疑いを通報して是正を求めることは困難であったため、本件文書の記載内容に理解を示す可能性のある控訴人の一部の理事にこれを交付し、更にその内容がその他の理事や関係者らにも伝わること」で問題を是正しようとしたものであり、被控訴人稲が、「多数派を形成し選挙で人事を一新しようとすることは正当」であること。さらに、作成者を明かした文書による言論で、理事及び評議員に働きかけることは、「被告の庁規に則った正当な行為であり、クーデターや組織破壊行為などとは評価できない。」と詳しく判断しています。神社本庁役員は、この裁判所の判断を深く考えるべきです。

※尚、政府は今年8月、昨年成立した改正公益通報者保護法に基づき、企業の不正通報者に降格や減給などの処分をした役員らを懲戒処分するよう、企業に求める指針を発表しました。(8月13日消費者庁HP)

発言3 「神社本庁の敗訴だけが強調されてゐるが、背任行為は認められないといふ判決で、その部分の理解を求める必要はある」

問題点 確かに判決では、背任行為があったことを断定していません。しかしそれは、「背任行為がなかった」ことを証明したのではなく、神社本庁側が田中総長及び打田会長を裁判に出廷させなかったため、両氏の本件売買に対する具体的な関わりを検証する機会が無く、背任を構成する具体的事実まで明らかにすることが出来なかったことを表明しているに過ぎません。

(解説)

そもそもこの裁判は、懲戒処分の有効性を問うものであり、背任行為の有無を問うものではありません。判決自体は背任の疑いがあることを前提としたもので、判決文では、被控訴人稲氏が「その事実を真実と信じたことには相当な理由がある」と判断しているのです。刑事罰の対象となる背任行為の事実については、この民事裁判では断定できなかったと言っているに過ぎません。もし神社本庁が背任行為の無かったことを証明したいのなら、完全な第三者による調査委員会を改めて設置し、再調査の結果を公開することをお勧めします。

発言4 「神職は聖職者であり、一労働者としての労働裁判になってゐることは納得がいかない。」

問題点 労働裁判が起こされた原因は、神社本庁が部長職にあった稲、瀬尾両氏が就業規則に違反したとして、神職としてではなく労働者として懲戒処分を下したことにあります。そもそもの原因は、神社本庁による不当な懲戒処分にあります。

(解説)

「神職は聖職者」との発言に関連して、昨年2月に行われた一審の証人尋問における神社本庁側の木田孝朋証人(前財政部長)の発言を紹介します。木田証人は主尋問において、稲・瀬尾両氏が「神社本庁職員は神職でないので、神社本庁憲章を守らなくてもよい」と考えていると発言をしました。ところが反対尋問で木田証人は、これは両氏から直接聞いたのではなく、「こちら側で打合せをするような段階で、そのようなお話を聞いた」とし、さらに「お二人の真意ではない、そういうふう感じた」と発言しています。当然ながら稲・瀬尾両氏側はこれまで、神社本庁職員は神社本庁憲章を守らなくてよいなどと主張したことはありません。これまでの神社本庁側の本裁判へ取り組み姿勢と、それに追随する執行部及び大半の役員の姿勢こそ、神社本庁憲章の精神に完全に反したものです。

発言5 「確証もなく、調べることもなく告発するのは、神社界の被害との均衡を考へると問題」

問題点 この発言は、解雇理由書や裁判での神社本庁の主張の繰り返しに過ぎません。

(解説)

裁判所も相当な理由があると認定している通り、稲氏は調査により知り得た情報を通して、背任の事実が真実であると確信し、告発文を作成、手交し、通報するに及んだのです。「神社界の被害」が何を指しているか、この文面からは不明ですが、最近の著名神社の離脱など神社界における神社本庁の信用が失墜している理由は、疑惑発覚後もその隠蔽とごまかしを続ける神社本庁自身の対応にあります。

発言6 「名誉毀損や組織秩序を乱す行為があったことは認められてをり、上告してしっかりと神社本庁の立場を主張すべき」

問題点 あくまでも裁判所は、外形的(形式上)のことを言っているに過ぎません。

(解説)

被控訴人の行為は、外形的には名誉を棄損する面があったとしても、告発の目的は不正なものではなく、その手段方法も相当であったので、公益通報者保護法の趣旨等に照らして名誉棄損にはあたらないと裁判所は判断したのです。判決文をよく読めば、そんな主張が通らないことは一目瞭然です。

発言 7 「神社本庁の名誉と秩序を守るためにも広報戦略を真剣に考えなければならない」

問題点 広報戦略以前の問題として、神社本庁は組織の内部に対しても説明責任を果たさず、自ら名誉を貶め続けてきたのではないのでしょうか。

(解説)

判決文で、「本件当時は、本件疑惑が指摘され、それが控訴人の役員、評議員や関係者らにも広く知られていた状況であったにもかかわらず、評議員会の場等において、控訴人からその疑惑を晴らすための十分な説明がされていたとはいいい難い状況にあった」と断じています。組織としてのコンプライアンス(法令遵守)を無視したこれまでの状況を省みること無く、広報戦略は成り立ちません。求められているのは、真実の広報です。この状況のまま神社本庁の正当性を広報すれば、間違いなく逆効果になるでしょう。

発言 8 「我々は神職であり、一般の労働者による内部通報と見なすのはおかしい。それぞれの神社で同様の事例があった場合に宮司としていかに対応するのか、他宗教を含めた宗教界への影響を考えることも重要」

問題点 当たり前のことですが、何人も法律は遵守しなければならないのではないのですか。

(解説)

神職は法律を超えた特別な存在であると勘違いしているのではありませんか。「神社関係法規」でそんなことを教えていたら大問題です。もちろん、今回の神社本庁の問題は、神社でも起きる可能性があります。が、神社本庁はその手本となる対応をすべきなのに、反対のことをしているため神社や神職の不信感は募るばかりです。他宗教への影響まで考えている役員が、何故上告に賛成したのか理解に苦しみます。

さいごに

平成28年5月に百合丘職舎売却をめぐる疑惑が指摘されてから既に5年以上が過ぎました。その間、裁判などを通じて判明した事実を照らせば、疑惑の存在と責任の所在は、もはや明白です。

しかし、臨時役員会で上告に賛成した方々の意見は、稲、瀬尾両氏に対する懲戒理由や、判決によりことごとく否定されてきた主張を繰り返すばかりでした。判決文を正しく読むことすらせず、現在の神社本庁執行部を延命させることを前提に考えて発言しているとしか思えません。従って発言内容には何の説得力もなく、現在の問題解決に対しても、課題が山積する神社界の将来にとっても無責任極まりないものです。上告することで更に無用な裁判費用を浪費するのではなく、控訴審判決を受け入れた上で、これまでの組織運営を反省し、神社本庁のあるべき姿を求めてゆくことが、最も賢明な判断なのではないのでしょうか。

神社本庁は判決内容からも完全に逸脱した上告理由を列記した文書を送付し、評議員に理解を求めているようですが、10月の評議員会では上告の是非が真剣に議論され、取下げが決議されることを望みます。

10月4日付「神社新報」記事

臨時役員会で訴訟対応 最高裁への上告を決議

本社本庁

本社本庁臨時役員会が九月二十四日に開 催され、東京高等裁判所に六百に控訴審 判決の言渡しがあつた本社本庁職員の懲戒 をめぐる地位確認等請求訴訟について今後 の対応を協議し、最高裁判所に上告すること を決議した。

会議は午後二時三十分 に始まり、新製三口ナウ イルス感染症の拡大防止 の観点から理事など九人 がワグ会議システムを介して参加。鷹司尚武統 理の挨拶に続き、田中恒 清総長が挨拶して議事を 進めた。 訴訟に関しては本社本 庁の代理人を務めた奥井 隆弁護士と内田智弁護士 が控訴審判決の内容を解 説した上で、上告につい

ての考え方を多岐に 出陣者からの発言のち らに採択がおこなわれ、上 告することが決まった。 このうち控訴審判決に ついて奥井弁護士は、原 審をほぼ踏襲し、本社本 庁による控訴を棄却する ものだったことを説明。 控訴審にあつたこの本社 本庁側からの補充主張な どを踏まへ、本社本庁百 廿二条二項六号の判 決に「低額であるこ とが疑われ」に「テイ ナル社」として被控者 としてよい好条件の取 引を「第三者からみれ ば、テナル社」として 好条件とみられる取 引に改めるなど否定 的認定部分の認定を修 正されたと上告を指 摘した。 また最高裁への上告に 関しては、判決に憲法解 釈の誤りや憲法違反な ることなどを理由とする 上告提起と、判例違反や 法外解釈に関する重要事 項を含む場合の上告受理 申立ての二種類があるこ とを解説。このうち一般 的には、民事訴訟法第三 百二十二条二項六号の判

決に理由を付せず、又は 理由に合致しないがあるこ とに基づき上告提起の 事例が多いことを説明し た。 その上で今回の控訴審 判決においては、原告が 認識してゐた事実の範囲 を補充主張の整理部分にお いてテナル社がケウ イト西武に二百五十 万四千円を自己口座を 売却したことなどが記載 されてないこと、売却 価格を低額と認定して真 実相当性の基礎付けとし た原告の記述を改めなが ら結論を支持した高裁判 決の矛盾——などの問題 点があることを指摘。判 決を覆すのは難しいが、

からした点が上告理由に なる可能性はあるとの考 へを述べた。 また補正として内田 弁護士は、原告の行為につ いて「公益通報者保護法 の趣旨などに照らし、違 法性が阻却され懲戒すべき 行為に当たらない」と したことの妥当性について、 法令解明に関する重 要事項として最高裁に訴 へるの可能性があるか どの考えを述べた。 弁護士による説明を受 けて、田中総長は「多数 派工作といふ目的が果た した公益通報にもよるか、 どの疑問などを示し つつ、今後の対応につい て役員から意見を聴き、 その上で決議をお願いし たい」と述べ、出陣者の発 言を求めた。 出陣者から、 ○敬文の内容に問題はあるが、拡散を依頼したわけもなく、懲戒解雇は 救済しいのではないかと、 ○本社本庁の敗訴だけが

強調されてゐるが、責任 行為は認められたいと 訴へ、その部分の理 解を求める必要はある。 公益通報者保護法と憲法 性が阻却されたと、論 理をかしく、懲戒は困 難ならぬが、本社本庁の 主張を不十分と認めて、 上告してはならぬ。 ○神職は神職であり、一 労働者としての労働裁 判になつてゐる以上は納 税がなければならない。 このまま では神明奉仕をいかに認 識・説明するのかわから ないままに影響もあるた め上告すべき。 ○公益通報者保護法を保 護するにしても、神社界 に与へる影響を考へれば 相当な理由が必要なの ではないか。 証書もなく 調べることもなく生案す るのは、神社界の運営に どの均衡を考へるに問題が あり、わけが不明確な があるなら上告すべき。 ○上告には区符。我々も 地裁控訴は難しいとい

ふ話で、単なる先延ばしと 捉へられぬ。地方の神 社は僻地し、神職や総代 からの本社本庁批判も耳 にする。判決を盛り入れ て大同団結することを期 待したい。 難しいかも知れない が、総理を中心に大同団 結することが神社界の道 だと思ふ。 ○本社本庁の立場をほつ きりさせるためにも上告 していただきたい。 ○いづれの選択も勇気が 必要。上告し、その結論 を真摯に受け止めること が肝心。 ○本社本庁の名譽と秩序 を守るために本編輯部を 真剣に考へなければなら ない。労働裁判は労働者 を保護の観点で進められ ることや、判決を受け入 れた場合の具体的な対応な ど、さまざまなことを考 へて結論を出すべき。明 限があるので、上告後に も柔軟な対応を講ずるとい う選択肢もある。 ○神社界に裁判は相心し くない。今の事態は裁判 で争ふことは何か導か ぬのではないかと懸念す る。本社本庁の立場を示 すなら上告し、ここで折 り合いを付けて進まずな ら判決を受け入れること になるが、原告が本言は 何をしたいのかわからな くなる必要もあるのでは ないか。 ○我々は神職であり、一

張すべき。 ○全国の神職・総代は神 社界が分断してゐる現状 を懸念してゐる。もう一 度話し合ふことで、前に 進みきっかけを見出した い。 難しいかも知れない が、総理を中心に大同団 結することが神社界の道 だと思ふ。 ○本社本庁の立場をほつ きりさせるためにも上告 していただきたい。 ○いづれの選択も勇気が 必要。上告し、その結論 を真摯に受け止めること が肝心。 ○本社本庁の名譽と秩序 を守るために本編輯部を 真剣に考へなければなら ない。労働裁判は労働者 を保護の観点で進められ ることや、判決を受け入 れた場合の具体的な対応な ど、さまざまなことを考 へて結論を出すべき。明 限があるので、上告後に も柔軟な対応を講ずるとい う選択肢もある。 ○神社界に裁判は相心し くない。今の事態は裁判 で争ふことは何か導か ぬのではないかと懸念す る。本社本庁の立場を示 すなら上告し、ここで折 り合いを付けて進まずな ら判決を受け入れること になるが、原告が本言は 何をしたいのかわからな くなる必要もあるのでは ないか。 ○我々は神職であり、一

般の労働者による内部通 報と見做すのはをかし い。それぞれの神社で同 様の事例があつた場合に 官司としていかに対応す るのか、また寺院や教会 など、宗教を含めた宗教 界への影響を考へることも 重要。 ○不正や背任行為がなか ったことを本社本庁に 知らせるべき。 ○今回の事例が公益通報 者保護法に適合するのにか 疑問。さうした法律論の ことを含めて上告し、大 同団結の糸口にするとい ふ気持ちで冷静に見守り たい。 ○司法に判断を委ねるこ とは馴染まない面もあり、 上告は断念した上で、不 正が無かつたことを証明 しつつ、自分をどう擁護 していくといふ道筋ある のではないか。 ○上告しても我々が求め るような「ケウイト」に判 決を出してはくれず、門 前私ひの可能性が大き い。法律の問題と道徳の 問題を区別し、上告は せずに大同団結を固めて 解決の道を模索するなか

で本社本庁のあるべき 姿、宗教人としての姿を 問い直す作業が必要。 ○懲戒解雇を含め本社本 庁として機関決定をして きたが、偏つた一方的な 情報だけが広まつてをり、 本社本庁が何をしてく きたのかを説明していか なければならない。また、 今後、本社本庁で同様の事 例が生じても考へな ければならず、上告をし て多くの方々に御理解を いただきたいと思ふ。 —等の発言があつた。 また採決後、役員会開 会にあつた際移した鷹司 総理は、議決権がないこ とを断つた上で、上告に は区符との思ひを述べ た。 ○ この訴訟は、平成十 九年八月に懲戒解雇され た箱員氏と降格・減給 された瀬尾芳也氏が、地 裁確認・処分無効等を求 め同年十月十七日に提 訴した民事訴訟。このう ち懲戒解雇は、本社本庁 百廿二条二項六号の土地 建物売却をめぐり一部役員ら による背任行為を疑ひ、

「敬」とする文書を作 成、交付したことなどが 懲戒事由となつてゐた。 今年三月十八日の地裁 判決では、役員らの背 任行為について「真実で あるとは認められない」と 明らかにした上で「当時、 原告が真実と信じてゐる 相当の理由があつた」と 認定し、文書の作成・交 付について、本社本庁の 名譽と秩序の観点から、 懲戒事由に該当しないと 認め、原告の主張を認め ないから、「公益通報者 保護法の趣旨などに照ら し、違法性が阻却され懲 戒すべき行為に当たらな い」と判断し、また降格 ・減給についても「懲戒 事由に該当しない」と重 きに生ずる。 などとして 原告側の主張である雇用 契約上の地位確認と未払 賃金の支払ひなどをほぼ 全面的に認めてゐた。 東京高裁もこの原判決を 支持し、判決理由を補正 するとともに、本社本 庁側の補充主張に鑑み補 正して判断を示した上で、 控訴を棄却した。

